

医薬品に係る国民負担の軽減

とりまとめ

「医療保険給付費国庫負担金等、薬価基準改正経費、保護費負担金（厚生労働省）」

・現在の「ロードマップ」における後発医薬品シェアの目標を早急かつ大胆に引き上げるべきではないか。

・後発医薬品の利用促進を図るためのインセンティブとして、例えば後期高齢者医療支援金の加算・減算制度の基準に後発医薬品の使用割合も用いるなど、保険者単位での後発医薬品の使用割合に応じた公費支援の仕組みを導入すべきではないか。

・差額通知制度の促進を徹底し、国民の間に後発医薬品の使用が原則との意識を醸成すべきではないか。

・生活保護受給者への医療扶助に当たっては、後発医薬品の使用を原則とし、先発医薬品を使用する場合には後発医薬品との差額を自己負担とすることを検討するとともに、自衛官、国家公務員共済、地方公務員共済、矯正施設、留置施設に関しては、後発医薬品の使用率の把握・公表及び使用の徹底に早急に取り組むべきではないか。更に、より根本的な対応としては、後発医薬品と先発医薬品との

差額を自己負担とするなど保険者制度、組織、主体の如何に関わらず、後発医薬品の使用の原則化を検討すべきではないか。

論点についての評価

「医療保険給付費国庫負担金等、薬価基準改正経費、保護費負担金（厚生労働省）」

論点1 我が国の後発医薬品の使用促進目標の水準は妥当か。

- ①妥当とは言えない。 5名
 - ㊦早急に目標を引き上げるべき。 4名
 - ㊧進捗状況に応じて目標を上方修正していくべき。 0名
 - ㊨後発品の使用は促進すべきだが、具体的な数値目標を設けることは適當ではない。 0名
 - ㊩その他 3名
- ②妥当。 0名

論点2 後発医薬品の使用促進を図るためのインセンティブを付与する仕組みを導入できないか。

- ①保険者に対するインセンティブ付与の枠組みを導入すべき。 5名
 - ㊦保険者毎の後発医薬品の使用割合を以下に用いるべき。 4名
 - i)後期高齢者医療負担金の加算・減算の基準 4名
 - ii)その他 2名
 - ㊧その他 4名
- ②患者等に対するインセンティブ付与があれば良く、導入する必要はない。 0名

行政改革推進会議「秋のレビュー」

論点3 公費負担割合などに着目して、後発医薬品の使用の原則化を進めるべきではないか。

①生活保護者の医薬品の使用について

- ㊦後発医薬品を原則とし、先発医薬品を使用する場合には自己負担とすることを検討すべき。 5名
- ㊦現状通りで良い。 0名
- ㊦その他 3名

②国家公務員及び地方公務員について

- ㊦制度(保険者)別の後発医薬品の使用状況を把握・公表し、利用促進に努めるべき。 4名
- ㊦現状通りで良い。 0名
- ㊦その他 4名

③自衛官について

- ㊦引き続き利用促進に努めるべき。 4名
- ㊦現状通りで良い。 0名
- ㊦その他 3名

④刑務所及び拘置所において使用される医薬品について

- ㊦医薬品の使用率を把握・公表し、利用促進に努めるべき。 4名
- ㊦現状通りで良い。 0名
- ㊦その他 3名